

令和 5 年 2 月 22 日

公示第 6 5 1 号

電通健康保険組合
理事長 林 信貴

健康保険法第 47 条の規定により、令和 5 年 4 月 1 日より、令和 6 年 3 月 31 日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額 7 1 0 , 0 0 0 円

※令和 4 年 3 月末までに任意継続の資格を取得した方の上限額

保険料月額 5 9 , 2 8 5 円

介護保険料 1 3 , 4 9 0 円

以上

2 月 22 日から
掲示期間 —————
3 月 31 日まで